

平成30年度 色麻小学校校庭芝生化工事 特記仕様書 1

1. 共通仕様書の適用

本工事の施工にあたっては、原則として「国土交通省 公園緑地工事共通仕様書・公園緑地工事施工管理基準」及び「宮城県土木部制定共通仕様書（土木工事編Ⅰ・Ⅱ）」に準じて実施しなければならない。

又、提出書類等においても、本町の規則等で定めのないものについては、宮城県の規則等で定めるものを準用するものとする。

但し、下記特記事項及び監督職員が別途指示、又は了承した事項については、この共通仕様書に優先するものとする。

尚、本工事の施工条件については、別紙「施工条件明示書」のとおりである。

2. 共通仕様書（土木工事Ⅰ・Ⅱ）に対する特記事項

共通仕様書（土木工事Ⅰ・Ⅱ）に対する特記事項は、次のとおりとする。

第1編 共通編

第1章 総則

第1条 工事の通知等

1. 工事着手前に、行政区長及び地元関係者に通知又は連絡すること。

第2条 施工計画書

1. 施工計画書は、工事着手すなわち工事測量の前に提出するものとする。
2. 安全管理の項目には、工事全般についての記述のほか、各工種についての安全対策を記載するものとする。
3. 施工管理の項目には、段階検査についての一覧表を記載し、実施予定時期を明示することとする。
4. 一部下請負にて施工する場合には、現場組織表に下請負業者等を記載するものとする。
5. 工事に使用する建設機械等の運転、操作にあたる有資格者一覧表を記載し、それらの資格証の写しを添付するものとする。

第3条 工事打合せ簿

1. 監督職員からの口頭による指示事項、打合や立合の内容等については、請負者が工事打合せ簿を作成し、3日以内に提出するものとする。

第4条 工事の下請負

1. 建設業者が建設機械等をリース会社からオペレーター付きでリース契約する場合で、かつ、当該建設機械による作業内容が建設工事であるときは、労働者派遣法で禁止されている「建設業務への人材派遣」と見なされることから、当該建設業者とリース会社等との間で、下請契約を締結しなければならない。

第5条 工事現場管理

1. 当該箇所は迂回路がないため、施工にあたっては現道通行を確保すること。
但し、やむを得ず一時的な通行止めを要する場合も考えられるため、施行計画策定後できるだけ速やかに、その工種と時期・期間について監督職員と協議すること。
2. 当該箇所の除雪は請負者が行い、現道通行を確保すること。

第6条 段階確認

1. 段階確認については、共通仕様書に示してある工種・時期に基づき行うものとする。これ以

外の段階確認については、協議のうえ監督職員が定め実施するものとする。

2. 段階確認に際しては、事前に施工管理記録簿等必要な書類を提出するものとする。

第7条 中間検査

1. 中間検査は、工事の主要な段階において実施するものとし、その時期については、協議のうえ決定するものとする。

第8条 完成図書

1. 請負者は、原則として完成図のマイクロフィルムを作成し、監督職員に提出することとする。

第9条 履行報告

1. 当該月の履行報告書を翌月の5日までに提出することとする。

2. 履行報告書には、工事の進捗が把握できるように、進捗率算定表と点検写真を添付することとする。

第10条 工事休止中の安全確保

1. 夏期、年末年始、春期等、長期の作業休止状態になる場合には、休暇届を提出するものとする。

2. 上記休止中の安全管理については、現場安全管理計画を作成し、休暇届とともに提出するものとし、休暇期間中は、毎日安全巡視を行い、計画書に巡視者の名簿を添付することとする。

第2章 土工

第1条 発生土の仮置きと流用

1. 本工事で発生した土砂及び岩塊については、当該事業地内に運搬・仮置きし、可能であれば盛土材若しくは埋戻材として流用することとする。

第3章 その他

1. 本工事終了後翌年度、芝の管理について、本町職員への管理指導を行うこと。

2. 床土改良工による施工後の土壌成分を最低2検体以上成分調査を行い芝の生育に適した土壌成分となったか確認を行うこと。